



令和3年10月1日 福島県土木部まちづくり推進課 福島県会津若松建設事務所

奥会津地域インフラ施設観光資源化モニターツアーを実施します

奥会津地域は、道路整備、河川改修、JR只見線復旧等の大規模なインフラ整備が進行中で、発電ダム等の歴史的な土木構造物も多い地域です。

人口減少や過疎化が進行する奥会津地域の活性化策の一つとして、インフラ施設を観光資源として活用していくためのモニターツアーを、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

- 1 実施日
 - 令和3年10月23日(土)
- 2 場 所
 - 三島町、金山町、昭和村
- 3 概 要

奥会津インフラツーリズムに対する消費者ニーズを調査するため、一般消費者を対象としたモニターツアーを実施するもの。

- 4 参加者
 - 一般消費者

(業務受託者 JTB の福島県内 3 店舗の店頭等により募集中)

- 5 その他
 - ・ツアー内容は、別紙募集チラシのとおり。
 - ・募集範囲は、福島県内在住者のみとする。
 - ・ツアー参加者にはインフラ施設の観光資源化に向け、アンケートや各施設での意 見聴取を行う。併せて、ツアー中の様子を撮影し県施策の情報発信に利用する。
 - ・新型コロナウイルス感染症防止対策をした上で事業を実施する。

【問い合わせ先】

土木部まちづくり推進課 主 幹 兼 副 課 長 青木 康夫 電話 024-521-8372 FAX 024-521-7956 会津若松建設事務所 主幹兼企画管理部長 和知 聡 電話 0242-29-5402 FAX 0242-29-5459 有望な奥会津インフラツーリズム体験(博士トンネル・第二沼沢発電所)と秋の奥会津を巡る日帰りバスツアー









今回の企画は、奥会津地域のインフラ施設および観光施設を巡り、お客様の動向を確認する目的で企画実施いたします 本ツアーにご参加いただいた方には旅行終了後当日中に、「奥会津モニターツアー」に関する、A4用紙2枚程度のアンケート回答にお答えいただきます。 アンケートの結果は今後の企画参考資料とさせていただきます。また、モニターツアー参加に対しての報酬はありません。

旅行期間/2021年 10月23日(土)

+	
朝:×	
昼:○ 夕:×	
3.X	. ×
	Dir
	昼

お願い/このご旅程は運輸機関のダイヤ改正及び各地の道路状況により多少時間が変更になる場合がございますのでお手数でも現地での出発時間をご確認下さい。 記入例: 一貸切バス 🕶 鉄道 …徒歩 ◎入場観光 ◎下車観光

ご旅行代金 1,000円 ※福島・郡山から会津若松駅までの往復交通費は実費負担します。 ※自家用車での現地までの費用は自己負担となります。 ※モニターツアーの旅行代金には「令和3年度電源立地地域交付金事業」の助成金が含まれております。

募集人員 10名(最少催行人員 6名)

添乗員 全行程1名同行します。

申込締切 2021年10月7日(木) 17:30

食事条件 朝食 0 回、昼食 1 回、夕食 0 回

利用バス会社 会津乗合自動車

福島駅西口バスロータリー(6:15集合) 会津若松駅バスロータリー(8:10集合)

郡山からご参加の皆さまは、JR磐越西線で会津若松駅へご集合ください。 ※郡山駅(6:52発)→会津若松駅(8:08着)〈参考〉帰り:JR磐越西線 会津若松駅(18:13発)→郡山駅(19:31着)

企画協力 福島県会津若松建設事務所 承認番号 AFH2101562

●このツアーは福島県会津若松建設事務所が実施する「奥会津インフラ施設観光資源調査事業」の一環として行われるツアーです。。写真提供元 会津若松建設事務所/東北電力株式会社

旅行条件 (要約) 【お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認のうえお申込ください。】

●募集型企画旅行契約

この旅行は㈱JTB 福島支店(住所:福島県郡山市中町10-14 和久屋ビル2階 観光庁長官 登録旅行業第64号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。又、契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1)専用のお申込書に所定の事項をご記入頂き、ファクシミリにてお申込み下さい。個人情報の観点から、ファクシミリを送信する際は番号の押し間違いにご注意頂き、送信後はお手数ですが着信のご確認をお願いいたします。
- (2)ファクシミリ等の通信手段でお申込みの場合、旅行契約の成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき (e-mail等電子承諾通知を利する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。
- (3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し旅行代金を全額受領したときに成立するものとします

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって8日目にあたる日より前に旅行代金 金額をお支払いいただきます。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、食事代、入場料及び消費税等諸税。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

●取消料について

旅行契約締結後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

	契 約 解 除 の 日	取消料(お1人様)		
旅行開始日の前日	1)11日目以前の解除	無料		
から起算してさか	2)10日目以降の解除 (3~6を除く)	旅行代金の20%		
のぼって	3)7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%		
	4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%		
	5)当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%		
	6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%		

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企 画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外 来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の 範囲内において、補償金又は見舞金を支払います。

・死亡補償金: 1,500万円・入院見舞金: 2~20万円・通院見舞金: 1~5万円

・携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円 (但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保

険に加入することをお勧めします。詳細については、販売店の係員にお問合せください。

●事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込店にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情が無くなり次第ご通知ください。)

●個人情報の取扱について

- (1)当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、お申込み時にいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。
- 2)当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (3)その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書(全文)の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に関するお問い合せ窓口は次の部署となります。 株式会社JTBお客様相談室 〒140-8602 東京都品川区東品川2-3-11 https://www.jtb.co.jp/form/inquiry/wmform.asp

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2021年9月1日を基準としています。又、旅行代金は2021年9月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画・実施

JTB 福島支店

観光庁長官登録旅行業第64号 (一社)日本旅行業協会正会員





旅行業公正取引協議会会員

お問合せ・お申込み

株式会社JTB 東北ECデスク

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-23-14 ダイハツ・ニッセイ池袋ビル6F (株)JTBビジネストランスフォーム内

TEL:0120-989-960 FAX:0120-937-224 e-mail:tohoku-ec@jbn.jtb.jp 営業時間/平日9:30~17:30(土・日・祝祭日は休業となります) 総合旅行業務取扱管理者:勝見 優一

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

奥会津モニターツアー 日帰り (10月23日生)

株式会社JTB 東北ECデスク 行 (FAX: 0120-937-224)

※FAXの場合は送信後、個人情報保護の観点から、番号の押し間違いにご注意頂き、送信後はお手数ですが着信確認のお電話(TEL:0120-989-960)をお願いいたします。

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-23-14 ダイハツ・ニッセイ池袋ビル6F ㈱JTBビジネストランスフォーム内 TEL.0120-989-960 平日9:30~17:30(土・ 日・祝祭日は休業となります)

	フリガナ					
代表者 氏 名			年		性	男・女
			齢	歳	別	<i>5</i> . X
住 所	(〒 -)		出発場所	福島駅・会演	津若松	な駅・郡山駅から JR利用
	TEL() – 携帯	電話()	_	
同行者 氏 名	フリガナ		年		性	
						男・女
			齢	歳	別	
同行者 氏 名	フリガナ		年		性	
						男・女
			齢	歳	別	